

平成 29 年 6 月 16 日現在

機関番号：31604

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2013～2016

課題番号：25780346

研究課題名(和文) ハンセン病回復者における「当事者性の不在」を通じた福祉実践の課題に関する研究

研究課題名(英文) A study on the issues of welfare practice on "the absence of identity" in Hansen's Disease sufferers.

研究代表者

新田 さやか(NITTA, SAYAKA)

東日本国際大学・公私立大学の部局等・准教授

研究者番号：50584629

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,100,000円

研究成果の概要(和文)：日本において国立療養所入所者による「らい予防法」闘争、療養所内の生活改善運動は隔離収容政策下を生きる入所者の当事者性を基盤とする実践であった。その運動の意義は安定した療養生活の獲得に見出すことができる一方、強固な隔離主義の下、隔離収容政策の撤廃を前面に出して運動を展開できなかったという限界も有している。当事者性に基づく運動を社会変革という視点をもって受け止めたうえで、隔離収容政策下におかれたハンセン病回復者の解放をかれらとともに目指し、かれらの当事者性を社会的に共有することを取り組み課題として認識することができなかったという点に福祉実践の限界を見出した。

研究成果の概要(英文)：The Struggle round "Leprosy Prevention Law", the Movement for the Improvement of Life within the Sanatorium by residents in National Sanatoriums who live under the national policy for Hansen's disease were the practices based on their identity. The significance of these movements can be found in acquiring a stable life in National Sanatoriums, while there is also a limitation that it was impossible to develop movement by emphasizing abolition of the Hansen's disease quarantine policy under the strong segregation. The field of social work could not take the movement based on the identity of residents from the viewpoint of social change, aimed at releasing Hansen's Disease sufferers from segregation policy with them, and was unable to recognize that sharing the sufferer's identity socially is an issue. We found these points as the limit of welfare practice.

研究分野：地域福祉

キーワード：社会福祉 ハンセン病問題 当事者性

1. 研究開始当初の背景

本研究に先行して実施した、科研費助成研究「国立ハンセン病療養所と地域の関係にみる生活支援の社会的基盤形成に関する研究」(平成 22~23 年度)等の研究を通して、ハンセン病問題においては未だ解決されない「当事者性の不在」という課題が残されているという本研究への知見を得た。現在の回復者と地域社会(住民)との関係把握には、隔離収容政策下で患者たちが実践してきた「全患協運動」という社会への対抗的实践が否定され続けたことにより、「当事者性の不在」状況が生み出されたという過程に着目する必要がある。

2. 研究の目的

日本のハンセン病問題の歴史には、隔離収容政策下で生活権保障や「らい予防法」改正を求めて運動を展開した国立療養所入所者たちの実践が社会において受けとめられず、結果として「当事者性の不在」が生み出されたという社会的過程が内包されている。かれらの「当事者性の不在」が生み出された要因について、本研究では、ハンセン病回復者への社会的支援の重要性が十分に認識されなかった状況に福祉界の実践の関わりの欠如を指摘し、隔離収容政策下での入所者たちの生活や運動に積極的に関わることのできなかった福祉界の課題を検証することを目的とした。また、日本のハンセン病回復者の「当事者性の不在」について検討するうえで、人権認識の社会的共有という視点から、韓国で 1960 年代以降に進められ、一定の評価を有している定着村事業に着目した。

3. 研究の方法

国内研究においては、ハンセン病患者の当事者運動として展開された「全患協運動」の社会的意義と限界を明らかにするため、文献研究と関係者への聞き取り調査を実施した。『ハンセン病問題に関する検証会議最

終報告書』の「福祉界の責任」として示された福祉実践の過程と課題の整理を行った。そして、日本のハンセン病患者への強制隔離収容政策との対比として、韓国のハンセン病問題に関する政策的対応の歴史的経緯、ハンセン病回復者の地域での自活を可能としたとする定着村事業の社会的評価と回復者の生活実態の検討を、ハンセン病回復者団体、ハンセン病に関するキリスト教団体、医療福祉事業団体への聞き取り調査をもとに行った。

4. 研究成果

長期にわたり国の隔離収容政策の対象であったハンセン病回復者が生きてきた歴史は、1990 年代以降のハンセン病史やハンセン病隔離政策に関わる研究、1996 年の「らい予防法」廃止、1998 年に始まった国立ハンセン病療養所入所者たちによる国家賠償請求訴訟の提訴、弁護士や市民による支援の輪の広がり、2001 年の熊本地裁での原告勝訴判決、国の控訴断念といった一連の動きの中で「人権問題」として社会的な認識の共有を得た。

熊本地裁判決の内容を受け、厚生労働省の委託事業として 2003(平成 15)年度(2003 年 6 月~2004 年 3 月 31 日)に行われた「ハンセン病問題に関する事実検証調査事業」は、その目的を「ハンセン病患者に対する隔離施策が長期間にわたって続けられた原因、それによる人権侵害の実態について、医学的背景、社会的背景、ハンセン病療養所における処置、『らい予防法』などの法令等、多方面から科学的、歴史的に検証を行い、再発防止のための提言を行うこと」においていた。検証事業の報告である『ハンセン病問題に関する検証会議最終報告書』のなかで「ハンセン病強制隔離政策に果たした各界の役割と責任」として「医学界」「法曹界」「教育界」「宗教界」と並んで「福祉界」が位置づけられている。最終報告書における「福祉界」の範囲は、社

会福祉事業、社会福祉制度、社会福祉援助、社会福祉専門職、社会福祉研究、「社会福祉援助」に限定されない福祉的実践（ボランティアな実践）としてその対象は広く設定されている。

戦後、民主主義国家となり、「基本的人権の尊重」を謳った日本国憲法のもとにあってもハンセン病患者（当時）を隔離する政策に変化は見られず、1953（昭和28）年「らい予防法」改正案が成立し、隔離収容政策は維持された。1956（昭和31）年ローマで開催された国際らい会議において「いかなる他の特殊な法規をもつることなく」「すべての差別待遇的な諸法律は撤廃されるべき」との決議がなされたこと、社会福祉の歩みにおいてはコミュニティ・ケア、ノーマライゼーション理念の移入や1981年の国際障害者年で障害者の「完全参加と平等」の理念が打ち出されるなど、よりよく生きることが目指されていく中でも、入所者たちの置かれた療養所での隔離状況、ハンセン病患者への社会的偏見の根強さは変わらなかった。隔離収容政策が継続されるなかで、「福祉界」に求められたのは患者一人ひとりの人間としての尊厳および人間らしい生活を保障すること、すなわち患者を隔離収容政策から解放することにあつたといっても過言ではない。しかしながら、そのような社会を構築することに寄与できなかったのは、「福祉界」が療養所のなかから患者たちが訴えてきた声を十分に聴くことができなかったこと、患者が隔離収容政策から解放され、社会で多様なつながりを持ちながら生活する当事者であることの視点が欠如していたという問題点として指摘することができる。

社会から切り離された療養所のなかで入所者たちは、自らの人生に対し、生活の場、就職や結婚、出産、子育てなどを自ら選択していくことが難しい状況下で生きることを強いられた。また、戦中及び戦後間もない時

代の療養所では劣悪な環境の中で、入所者が付き添い看護や様々な患者作業を担って自らの療養生活を維持しなければならない状況があつたこと、園名の使用、外出の制限、懲戒検束規定など園からの管理、制約のもとに生活を送る状況が強いられた。このように患者一人ひとりの人生に対してさまざまな制約が設けられたこと、社会とのつながりが奪われたこと、患者たちの声を聴き取ろうとする動きが社会の側に育たず社会の中でかれらが置き去りにされるような状況があつたこと、これらを通じて患者は客体視され、その当事者としての主体性が認められてこなかったことを本研究では「当事者性の不在」として問題提起している。

以上のような問題設定のもと、まず、日本のハンセン病問題における患者運動の特質の把握を課題として研究を進めた。ハンセン病療養所入所者の全国組織として結成された「全国ハンセン氏病患者協議会（以下、全患協）（現 全国ハンセン病療養所入所者協議会、以下、全療協）」による「患者運動（全患協運動、全療協運動）」について、こうした運動をハンセン病隔離政策に対する「対抗的实践」として位置づけた。研究初年度は、「全患協/全療協運動」に関する既存資料の読み込みとともに、全療協関係者1名へのインタビュー調査を実施した。インタビューでは主に、「全患協/全療協運動」に参加した経緯、ハンセン病問題における患者運動の特徴、「全患協/全療協運動」に対する社会の反応、について聞き取りを行った。既存資料と聞き取り調査から、「全患協運動」は組織の結成目的を「らい予防法」の改廃におきつつも、運動の重点は療養所での生活改善要求にあつたこと、隔離収容政策下での患者運動は社会と接点をもつことの困難さのなかで展開されたこと、といった限界を含みながらの実践であつたことを把握した。

2年目は、患者運動および療養所の入所者

自治会活動に携わってきた当事者に聞き取り調査を実施した。調査実施時（2014年）、療養所入所者自治会会長を務めていた3名の当事者に対して、入所者自治会が患者（当時）たちの生活改善や生活保障に対して果たした役割、入所者自治会活動に参加するきっかけとなったもの、自治会の経験が自身の生き方にどのような影響を与えたのか、自身が置かれた状況をどのように捉えていたのか、これまでの人生をどのような思いで生きてきたのか、という点についてインタビューを行った。

3名のうち、1名は在日韓国朝鮮人の方であり、療養所のなかで在日韓国朝鮮人の患者がどのように生活を送ってきたのかについても聞き取りをした。聞き取りを通して、入所者自治会は入所者たちの医療や生活を守る基盤として存在し、それは現在の在園生活においても共有されている認識であること、聞き取りをした3名にとって入所者自治会や全患協運動への関わりは、療養所において主体的な役割をもって生きることにつながってきたこと、療養所外でのさまざまな患者団体との連帯関係が全患協運動の展開過程には深く関わっていることなど、個人のライフヒストリーとともに既存資料に書かれていることを実証するデータを得た。

本研究の課題の一つであった、ハンセン病問題における福祉界の課題の検証については、ハンセン病隔離政策下における福祉実践の限界と課題をとらえるための枠組みとして、『ハンセン病問題に関する検証会議最終報告書』の「福祉界の役割と責任」で明らかにされた内容をふまえ、ハンセン病隔離政策を通史的にとらえるなかで「宗教家による救済事業期」、「国、民間団体による「療養所」への患者の囲い込み期」、「戦後の療養所中心主義のなかでの福祉的支援」、「らい予防法廃止以降」という4つの時期区分を設定した。この枠組みを用いた福祉実践の課題の検証

については、今後の研究課題として継続していく。

日本の隔離収容政策と対比するための研究として位置付けた韓国のハンセン病問題については、韓国のハンセン病政策の歴史的経緯、定着村事業の展開過程を整理し、ハンセン病回復者をめぐる人権認識の状況、ハンセン病患者による当事者組織の特質の把握を試み、3年目および4年目に韓国調査を実施した。聞き取りの対象としたのは、ハンセン病回復者の生活施設である聖ラザロ村、民間支援団体である韓国キリスト教ハンセン人宣教会（旧 韓国救らい協会）、ハンセン病回復者の当事者組織である韓国ハンセン総連合会、医療福祉事業団体の韓国ハンセン福祉協会である。調査の結果、ハンセン病回復者の人権について、近年ではハンセン病回復者と一般の人との境がなく生活が可能となっていること、医療の場においては一般病室で他の患者と一緒に入院生活ができること、飲食店や公共交通機関の利用における不便がないことなど、ハンセン病回復者への差別や偏見はかつてよりも軽減されていることが語られた。しかしながら、定着村においては、定着村で生活していることや定着村について、周囲や自分の家族に話すことが現在でもためらわれるなど、未だに解決することが難しいハンセン病回復者とその家族が抱える課題が語られた。地域での自活、子どもを産み育て、家族を築くことが可能であった韓国の定着村事業だが、当事者の立場からは必ずしも成功事例として捉えることができないという評価があることが明らかとなった。以上のような聞き取り調査をふまえ、ハンセン病回復者が抱える課題や葛藤は個人に内在化され、かれらの当事者性が社会的には依然、不在化された状況にあることが把握できた。

また、韓国においては国家のハンセン病患者に対する「管理政策」、「定着村事業」推進

によりハンセン病患者は支援を受ける立場として固定化され、そうした状況は患者自身が自らの権利を運動により獲得する視点にはつながりにくいという課題が明らかになった。本研究において実施した国内および韓国調査を通し、日韓のハンセン病回復者は、社会認識や支援の面で改善は見られるが、家族や地域との分断が依然としてあり、そこに人権認識の課題と不在化された「生」の回復への課題があるという着想を得ることができた。

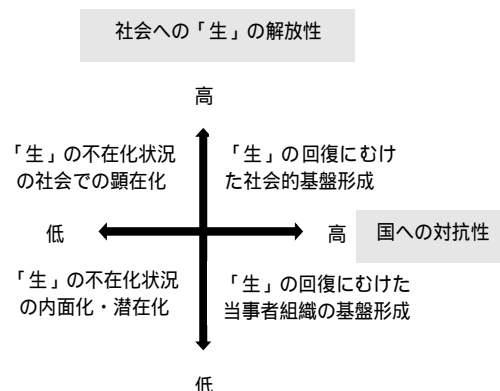
まとめにかえて

日本において国立療養所入所者による「らい予防法」闘争、療養所内の生活改善運動は隔離収容政策下を生きる入所者の当事者性を基盤とする実践であった。その運動の意義は安定した療養生活の獲得に見出すことができる一方、強固な隔離主義の下、隔離収容政策の撤廃を前面に出して運動を展開できなかったという限界も有している。当事者性に基づく運動を社会変革という視点をもって受け止めたうえで、隔離収容政策下におかれたハンセン病回復者の解放をかれらとともに目指し、かれらの当事者性を社会的に共有することができなかったという点に福祉実践の限界が現れている。

日本のハンセン病患者たちが「全患協運動」のなかで「らい予防法」廃止を明確に主張できなかったことは、国策によって抑圧・侵害された「人権」を回復することへの強い認識を持ちつつも、かれら自身が「隔離」という環境下で受動的に生きることを内面化してきたことの現れといえる。この点に、かれらの「生」が社会のなかで受け入れられ難い状況にあるという課題、日本のハンセン病政策において不在化された「生」の回復の困難さを指摘できる。今後の研究課題を明示的にするべく、図1のような分析枠組みを設定

した。

図1：ハンセン病者の不在化された「生」の社会的位置づけ



日韓のハンセン病者の不在化された「生」の状況を把握するために、病者による組織の運動の特質に焦点をあて、縦軸に社会への「生」の解放性の高低を、横軸に国への対抗性の高低を据えた分析枠組みを設定する。結成当初の全患協は療養所の管理抑圧的体制及び国の政策への対抗性を有してはいたが、自分たちの「生」を社会へと「解放」していく動きは低かった（ ）。しかし、らい予防法廃止、国賠訴訟を経て、社会への「生」の解放性は高まったとみることができる。こうした状況は、病者の不在化された「生」が社会において潜在化されていた状況から顕在化し、不在化された「生」の回復に向けた社会的基盤形成の可能性（ ）を見出すことができる。韓国では、国のハンセン病政策が「恩恵的」で、定着事業の展開過程で病者組織が国と連携する役割を担っていた点を考えると、国への対抗性は日本の組織よりも低く、社会への「生」の解放性も低かった（ ）と捉えることができる。また国家人権委員会による人権問題としての位置づけには限界がある（ ）。不在化された「生」の回復に向けた基盤形成の日韓両国における現状を実証的に検証していくことが今後の研究課題となる。

5．主な発表論文等
（研究代表者、研究分担者及び連携研究者に

は下線)

〔雑誌論文〕(計 1 件)

新田さやか、三本松政之、韓国のハンセン病者と定着村事業の展開過程にみる人権をめぐる課題、立教大学コミュニティ福祉学部紀要、査読無、19号、2017、49-64

doi/10.14992/00014571

〔学会発表〕(計 件)

〔図書〕(計 件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

新田 さやか (Nitta, Sayaka)
東日本国際大学・健康福祉学部・准教授
研究者番号：50584629

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：

(4) 研究協力者

()